

**情報通信審議会 情報通信政策部会  
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第3回)  
ワーキンググループ合同  
議事概要**

**1 日 時**

平成28年12月19日（月）10時00分～

**2 場 所**

TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13A

**3 議 事**

**(1) 関係者からのプレゼンテーション**

① ネット同時配信を取り巻く環境について

- ネット同時配信に関する諸外国の動向（三菱総合研究所）
- 生活者の動画視聴をめぐる論点（電通総研）

② ネット同時配信を実施する事業者の取組

- テレビ放送の同時配信実験（試験的提供）および災害時等における放送同時提供の取り組み概要と課題（日本放送協会）

- インターネット同時配信に関わるスカパーJSATの取組（スカパーJSAT）

③ ネット同時配信システムに関する課題等について

- インターネットで同時配信を実施する場合の考察（インターネットイニシアティブ）

**(2) 放送コンテンツの製作取引に関する調査結果等について**

**4 出席者（順不同、敬称略）**

**【構成員】（委員会）**

村井純主査（慶應義塾大学）、近藤則子（老テク研究会）、谷川史郎（野村総合研究所）、三尾美枝子（キューブM総合法律事務所）、内山隆（青山学院大学）、大谷和子（日本総合研究所）、河島伸子（同志社大学）

（ワーキンググループ）

龍宝正峰（TBSテレビ）、石澤顕（日本テレビ放送網）、近藤宏（日本放送協会）、清水賢治（フジテレビジョン）、廣瀬和彦（テレビ東京ホールディング

ス）、藤ノ木正哉（テレビ朝日）、木田由紀夫（衛星放送協会）、木村信哉（日本民間放送連盟）、林正俊（日本ケーブルテレビ連盟）、設楽哲（電子情報技術産業協会）、土屋円（放送サービス高度化推進協会）、福井省三（IPTVフォーラム）、堀義貴（日本音楽事業者協会）、高杉健二（日本レコード協会）、世古和博（日本音楽著作権協会）、椎名和夫（映像コンテンツ権利処理機構）、角隆一（日本電信電話）、小林丈記（ソフトバンク）、宇佐見正士（KDDI）、別所直哉（ヤフー）、岩浪剛太（インフォシティ）、宮下令文（日本動画協会）、清水哲也（全日本テレビ番組製作社連盟）、岡村宇之（日本映像事業協会）、遠藤誠（全国地域映像団体協議会）、桜井徹哉（博報堂DYメディアパートナーズ）、石川豊（電通）、高野ひろみ（全国地域婦人団体連絡協議会）  
(オブザーバ)  
俵幸嗣（文化庁）、平井淳生（経済産業省）

#### 【総務省】（情報流通常行政局）

南俊行（局長）、吉田眞人（審議官）、齋藤晴加（総務課長）、鈴木信也（放送政策課長）、久恒達宏（放送技術課長）、藤田清太郎（地上放送課長）、玉田康人（衛星・地域放送課長）

#### 【事務局】豊嶋基暢（情報流通常行政局情報通信作品振興課長）

## 5 配付資料

資料3－1－1 ネット同時配信に係る諸外国の動向（三菱総合研究所）

資料3－1－2 生活者の動画視聴をめぐる論点（電通総研）

資料3－1－3 テレビ放送の同時配信実験（試験的提供）および災害時等における放送同時提供の取り組み概要と課題（日本放送協会）

資料3－1－4 インターネット同時配信に関わるスカパーJSATの取組（スカパーJSAT）

資料3－1－5 インターネットで同時配信を実施する場合の考察（インターネットイニシアティブ）

資料3－2 放送コンテンツの製作取引に関する調査結果等について

参考資料3－1 委員会（第1回）議事概要

参考資料3－2 委員会（第2回）議事概要

参考資料3－3 これまでの委員会における主なご意見

## 6 議事概要

### (1) 関係者からのプレゼンテーション

#### ◆ プrezentation①

- 三菱総合研究所より、資料3-1-1に基づいて、ネット同時配信に関する諸外国の動向について説明がされた。
- 電通総研より、資料3-1-2に基づいて、生活者の動画視聴をめぐる論点について説明がされた。

#### ◆ 意見交換

- 【内山構成員】細かな報告をありがとうございます。質問は1点です。M R I さんにご質問したくて、外国の動向をたくさん調べていただく中で、例えばアメリカでしたら、ネットワークと、そのケーブル衛星、あるいはヨーロッパでしたらその公共放送と民間放送というビジネスモデルが違う人たち、あるいは財源が違う人たちの中で違いみたいなものは感じられたかどうかといったところで、今回レビューされた中でどういう印象を持たれたかということでご質問をしたいと思います。と言いますのは、私が過去に見たヨーロッパのリポートでは、やはりヨーロッパで公共放送と民間放送でやはり動きが違うという指摘がございまして、もちろんその行動の違いの背景には、やはりいろいろインセンティブの違い等もありますし、多分そこをもっとたどっていくと、財源とかビジネスモデルの違いというところが出てくると思いますので、今回レビューをされて、どういう印象を持たれたかという点でご質問したいと思います。
- 【三菱総研 吉田様】ご質問をいただきまして、ありがとうございます。ヨーロッパは、比較的公共放送が先導しながら、商業放送もついてきているのかなという印象を受けています。イギリスのB B C (i P l a y e r) や、ドイツのA R Dなどは、かなり積極的にやっているという印象を受けております。米国に関しては、基本的にどれも商業放送の中で、顧客の囲い込みや、契約を維持するために、それぞれが試行錯誤的にやっているのかなという段階かと思っています。米国の方はまだサービス提供し始めて二、三年程度のものが多いのに対して、ヨーロッパの方はウェブ上で同時配信を含めますと、10年以上やっているというところを見ますと、まだ試行錯誤的なのかなと感じております。

- 【近藤（則）構成員】近藤でございます。今、奥様のほうから、公共放送も民間放送もやるなら一緒にやつたらいいのではないかというようなご助言だったように思うのですが、三菱総研の話のご発表だと、欧米ではやはりちょっと公共放送と民間放送は違うみたいな感じですけど、奥様としては、例えば日本ではラジオでは、らじるらじると Radiko というふうに公共放送と民間放送は2つのアプリを使っておられるわけですけれども、一緒にしたほうがいいのかなというご意見でしょうか、教えていただけたらお願ひします。
- 【電通総研 奥様】そうですね、ラジオのアプリについては、今は「radiko.jp」と「らじる★らじる」2つです。「らじる★らじる」ではラジオ第1、第2、NHK-FMが並んでいますが、ユーザーからすればその先に民放ラジオ放送局が並んでいくほうが使いやすい。テレビも実際はチャンネルをアップダウンでぐるぐるとNHKと民放をローテーションして見てています。アプリが別になっていて、幾つかの放送局が見られないというのでは、ユーザーからすると使い勝手は確かに悪いということになります。本当に使われているアプリの数はスマホの中の常駐アプリ20個ぐらいというのが現状です。そこに放送系のアプリが何個入れるんだと考えると、ユーザー側の視点からするとLINE、フェイスブック、Twitterと並んで放送系の同時配信アプリが入るとすれば、1個で全部の役割を果たすほうが全体からのバランスから見ても、落ち着くのではないかと理解しています。
- 【近藤（則）構成員】それは支持したいご意見なのですが、そうすると、番組ごとに、この番組にはこのコマーシャルがついて、NHKの番組にはコマーシャルはついていないという、そういうサービスイメージでしょうか。
- 【電通総研 奥様】同時配信ですので、「何も足さない、何も引かない」。放送波でテレビで見るものと全く同じものが見られるというのが今の前提です。もちろん他のビジネスモデルについては当然いろんな検討があろうかと思いますが。
- 【近藤（則）構成員】とすると、アメリカのように、番組とか視聴者によって、廣告内容が違うというのは、個別の放送局の問題で、今言っているのはアプリと一緒に見られるほうがいいという理解でいいでしょうか。
- 【電通総研 奥様】そうですね。今日の論点でいう同時配信というのはコンテンツが何も変わらないという前提で今日お話をしておりますが、その先ターゲットに

よって、プログラマティックに配信するCMを変えるとかいう応用技は幾らでもあると思いますが、まずはテレビの基幹放送としての、リーチメディアとしての役割を果たすには、テレビオンラインではなくて、ネットもということで、スマホやタブレットもその中に含めていくということが大事ではないかという話でございます。

- 【近藤（則）構成員】すごいなと思いました。以上です、ありがとうございます。
- 【谷川構成員】谷川です。三菱総研の方のご説明で、もうちょっとだけ詳しく、もし存じてあれば教えていただきたいのですが、今の議論がありましたように、ビジネスモデルそのものというのが多分最後議論のポイントになってくるかと思うんですけれども、採算性というのは、今例えれば米国の場合だと、まだ試行錯誤中というようなご指摘でしたけれども、実際どんな状況になっているのか、またヨーロッパとどんなふうに違うのか、みたいなことがもある程度わかっているようであれば、ちょっと教えてください。
- 【三菱総研 吉田様】ご質問ありがとうございます。事業性／採算性等につきましては、よく見えていないというのが現状でございます。無料サービスについては、基本的には付加価値サービスとしてやっていると理解しておりますが、内部的にどう採算性を見ているかというのは、見えておりません。CBS ALL Accessに関して申し上げますと、17ページ目になりますけれども、加入者が100万人を突破し、2020年までに400万人を目指すということで、単体としてのサービスモデルの構築に向けて進んでいるのかなと。これに関してはVODも入っているサービスで、同時配信単体ではございませんけれども、そういうところで目指そうとしているのかなと思っています。
- 【村井主査】ありがとうございます。もし今後もう少し詳しいことがわかるようであれば、また教えてください。
- 【大谷構成員】ありがとうございます。日本総研の大谷でございます。1点三菱総研の吉田様にご質問させていただきたいのですけれども、米国の同時配信の概況についてご説明いただいた中で、NBCでCMの差替えをされているときに、地域の位置に基づく差替えだけではなく、視聴者の嗜好に応じた広告差替えを実施してい

るということなのですが、具体的にどのような仕組みで実現されているかということと、それからABC、それからCBSの場合にも、ローカル放送の視聴が可能だということなのですが、GPS等による位置情報の取得などをされているということですが、GPS以外の方法も含めて、もう少し詳しく教えていただける情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

【三菱総研 吉田様】ご質問ありがとうございます。まず広告差しかえにつきましては、一部権利上マスク処理をしているものもあるようですが、個別の詳細までは把握できておりません。なお、NBC自体はプログラマティック広告を、同時配信に限らず進めていくという方針が、去年1月ぐらいから出ていますので、その枠組みの中で検討が進められているのではないかと考えております。もう一点、GPSに関してですが、基本的には位置サービス、ロケーションサービスをオンにすることことが求められていて、その中の1つとしてGPSの利用がございます。それ以外、IPアドレスをベースとした識別等もあるようではございます。

#### ◆ プレゼンテーション②③

- 日本放送協会より、資料3-1-3に基づいて、テレビ放送の同時配信実験（試験的提供）および災害時等における放送同時提供の取り組み概要と課題について説明がされた。
- スカパーJSATより、資料3-1-4に基づいて、インターネット同時配信に関するスカパーJSATの取組について説明がされた。
- インターネットイニシアティブより、資料3-1-5に基づいて、インターネットで同時配信を実施する場合の考察について説明がされた。

#### ◆ 意見交換

- 【内山構成員】大変ありがとうございました。2点ご質問があります。1点目はスカパーさんで、今電波伝送と、それからネット配信を同時にやられているチャンネル、ジャンル等があります。お伺いしたいのは、両方やっているチャンネル、ジャンルの中で、視聴者動向と違いが見られるジャンルとかチャンネルというのはございますか。基本的に似たような動きをとるのかなという想像ですけれども、そ

じやなくて、実際ネット配信を受けている人たちと、それから電波送信を受けている人たちで何か視聴者動向が違うものがありますかというのが1点目のご質問になります。

それから2点目は、スカパーさんとＮＨＫさんと両方にお伺いしたいのですが、一見、電波伝送とネット配信は代替的、補完的というふうに誤解しがちですが、そうでなく、先ほど電通奥さんのご提言のように、一種の相乗性を持たせるためには、これまで実験なり事業の中でなされていました中で、その相乗性を生み出すための何か肝みたいなものがもし見いだされていれば、教えていただければと思います。

- 【スカパーＪＳＡＴ　国武様】ご質問ありがとうございます。それでは1番目の質問がスカパーＪＳＡＴということですので、お話をさせていただきます。テレビとネット視聴の視聴者の相違ということでございますが、現時点いわゆるリニア配信を積極的に進めているのが夏以降ということにもなっており、なかなかまだ明確な数が出ていないということと、そこに相違というのは見られないかなと思っております。しかしながら、オンデマンド全般でいうと、やはりこれは調査したことがあります、やはり先ほどのご案内にもありましたように若い方の利用率、利用意向というのが高いということは間違いないと思っておりますので、今後その辺をきっかけにいろいろな差異が生まれてくるのではないかなと思います。その点につきましては機会がありましたら、またご案内させていただきたいと思います。  
それからもう一つは何でしたか、ごめんなさい。
- 【内山構成員】あと電波とネット配信の相乗性を生み出すような肝みたいな話があればということです。
- 【スカパーＪＳＡＴ　国武様】そうですね。相乗性ということでもないと思うのですが、やはり昨今スポーツの権利がなかなか厳しい時代になってきております。放送契約者の方がネット配信を同時に見るということはオーケーでも、有料ではその商品は売れないということもったりしますので、そういう権利が難しいときにも、放送の契約をしていただければネットも見られるという意味で言いますと、1つの相乗性ということがあるのかなとは思います。以上です。
- 【近藤（宏）構成員】はい。肝みたいなものはないのかというご質問だったと思いますが、先ほどのご説明の中にもありましたように、例えばリオの五輪のときは、実際の放送とそれからネットの配信というのがある程度リンクする形で右肩上がり

で行ったということがあったかと思います。放送の中でこうしたネットのサービスもやっていますよということをご紹介することで、より認知度が高まった。若い方にもアクセスをよりしていただけた側面があるのではないかと思っています。そういう意味では、ネットを使う若い人たちに訴求できるコンテンツを提供する際には、より積極的に対応していくということは1つ大事なポイントではないかと思っております。

- 【椎名構成員】映像コンテンツ権利処理機構a R m aの椎名と申します。前回出張に重なっておりまして、出席できなかったのですが、今回から出席させていただきます。私どもa R m aというのは円滑なライセンシング体制の実現ということで音事協さんとも協力をしまして、できるだけ円滑にライセンスが出ていくようにということで5年ほどやっておりますが、やはりこういう新しいビジネスが始まっているときに、必ず権利処理の問題ということが慣用句的に言われる。著作権が課題であるみたいなことが言われるのですが、やはり我々が5年間やってきた中でも局ごとに体制の充実度合いというのが温度差がいろいろあったりして、従来なくて済んだようなことが新たに出てきたときに、そのことを面倒くさいと言えないから権利処理が大変だみたいな言われ方をしてしまうのはちょっと嫌だなど、音事協さんのご意見もそういう趣旨だと思いますが、そういう感じでお話を伺うことが多いです。

N H Kさんの資料を拝見しますと、18ページ、試験的提供Bの27年度試験の権利処理結果ということがございますけれども、78%できました、22%できませんでしたと、その22%のうち、配信不可のものが25%、それから権利処理やコスト等を勘案して、配信を見送ったというのが外部調達映像使用料等の支払いが必要云々26%、対象番組じゃなかった25%、それから不在・所在不明等で20%、出演者からネット配信許諾が得られず配信を見送ったという4%ですね。これは質問とかということではなくて意見ということですが、22%の4%というと、0.8%にもかかわらず、これご丁寧に28年度についてはより丁寧に権利者団体・出演者等に説明を実施すると。何か出演者とか実演家であるとか、実演家の権利者団体がいかにも解決すべき課題であるかのように書いてあるのは若干ミスリードじゃないかなと思います。これは意見でございますので。よく慣用句的に権利処理が課

題であると言われる中は、実際はこういうようなことになっているのだということをぜひご指摘申し上げたいと思います。以上です。

- 【近藤（則）構成員】スカパーさんの9ページにR18以上の9チャンネルもリニア配信してあるのかどうかを教えてください。
- 【スカパーＪＳＡＴ　国武様】はい、ご質問ありがとうございます。こちらに関しては、先ほどご説明しましたが、このR18以上の9チャンネルに関してもリニア配信をしております。しかしながらこちらのアプリのほうは、アップルであるとかそういったところの認証が通りませんので、アプリ上は出でないと。PC上のみで出ているという意味で書かせていただきました。
- 【村井主査】まだまだたくさんご意見等あると思いますけれども、本日は大変重要なことを盛りだくさんでご説明いただきました。今の椎名さんの権利処理のお話というのも、権利処理を適正に行った上で、新しいことが進められるということをきちんと考えていくのがとても重要だと思います。また、OTTやCDN、マルチキャスト等、少し専門的な言葉も出てきましたが、それぞれの技術に関して、それぞれの特徴があるということで、通信事業者の方にも伺おうと思っていたのですが、時間がなくなりました。具体的にはIJJの方からご説明していただいたような技術が今日の技術としてあって、少し触れていただいたマルチキャストは、具体的には光テレビのようなところでマルチキャストの技術が使われていますけれども、先ほどご指摘があったようにNTT東西の中で使われている技術です。動画配信というのはそもそもインターネットの上ではなかなか技術として難しいところ、チャレンジをして、本日ご説明いただいたようなことができているという中で、誰が何を負担するのか、また、増加するトラフィックをさばいていくためのいろいろな技術も出てまいりますので、こちらのほうも今後、議論を進めさせていただこうと思います。

## （2）放送コンテンツの製作取引に関する調査結果等について

- ◆ プレゼンテーション
- 事務局より、資料3-2に基づいて、放送コンテンツの製作取引に関する調査結果

等について説明がされた。

◆ 意見交換

- 【清水（哲）構成員】全日本テレビ番組製作社連盟、略称 A T P の清水と申します。よろしくお願ひいたします。今、豊嶋課長のお話の中には、豊嶋課長の会社というものが私たちの団体の加盟社です、百数十社加盟しておりますが、その率直なお話をちょっとだけさせていただけたらと思いますが、放送事業者の皆様と、それから我々番組製作会社との間で、結構認識の違いがいまだに見られていると思います。特に著作権についてであるとか、あるいは窓口権について、その両点及び取引の適正な価格についてですけれども、もっと具体的なお話をちゃんとしていく場が必要ではないかと感じています。
- なぜかというと、今日お話になっているようなことの全ての根源として、やはり良質なコンテンツをきちんとした環境の中でつくっていくということが前提として求められると思うんです。そのためには、放送事業者、放送局さんとそれから製作会社が眞の意味のイコールパートナーとなって、世界に発信できるコンテンツをつくっていける、そういう環境をつくることが必要不可欠だと思っています。
- ちょっと手前みそというか、宣伝になりますが、今年の7月に、「A T P の主張」という小冊子をつくりまして、放送事業者の皆さん等にもお配りはしているのですが、この中に我々が三十数年来、設立時以来ずっと主張してきました著作権についての考え方とか、窓口権についての考え方とかまとめてありますので、これ何らかの形で配付するようにしますので、ぜひ委員の皆さんにもお読みいただいて、ご理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

以上